

大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金 補助対象基準

補助対象園は、補助対象事業の要件をすべて満たし、キンダーカウンセラー事業を実施する園とする。

1. 補助対象事業の要件

- (1) カウンセラーについては、臨床心理士もしくは臨床心理士と同等の知識・技術を有する者（大学及び大学院において心理学を専攻し、修了した者など）とする。
- (2) キンダーカウンセラー事業を **年 12 回以上実施すること**。また、**1 回あたりの事業時間は6時間以上とすること**。
- (3) 教職員に対する研修を **年 3 回以上実施すること**。また、**1 回あたりの研修時間は 1 時間以上とすること**。
※研修の例:カウンセラーによる講座の実施（保護者との関わり方、特別支援の必要な子どものケア等）、教職員からの質問相談会の実施等。
- (4) 事業内容は、地域の保護者（在園児の保護者以外も含む）を対象としたカウンセリング及び教員への指導助言相談とすること。
※キンダーカウンセラー事業を導入するにあたり、第 1 回分を、事業内容を知ってもらうための講演や懇談、教員との打ち合わせ会と合わせて実施して良いものとする。その場合であっても、カウンセリングの希望がある場合は、必ず実施すること。
- (5) キンダーカウンセラー事業の実施にあたり、地域の保護者が希望する場合や、カウンセラーが必要と判断する場合、園外に出向いて相談やアドバイスをを行う体制を整備していること。
また希望があれば園外にも出向くことを保護者及び地域に明示して実施すること。
- (6) 事業内容の ホームページ掲載、もしくは案内看板の設置（案内紙の園外掲示を含む）を行っていること。

2. 補助金額

補助金額は、実施状況に応じて、予算の範囲内で毎年度設定する。

なお、補助率が 80% を超える場合は、80% を上限として補助金を交付（1 万円未満切捨て）することとする。

$$\text{※補助率} = \frac{\text{補助金額}}{\text{補助対象経費の合計} - \text{利用者負担金}} \times 100$$

3・その他

(1) 対象経費

- 対象経費となるもの 人件費（報酬委託手数料）、管理経費、教育研究費
- 対象経費とならないもの 施設設備整備費や備品（経理規定上備品扱いとなる物）の購入費、飲み物・茶菓子代

- (2) 本事業に要する補助対象経費は、経常費補助金、教育研究費等補助金等他の補助金の対象経費とは区分し、経常費補助金変更申請・実績報告等において支出経費に含めないこと。